

議案第 85 号

笠間市立病院条例の一部を改正する条例について

笠間市立病院条例（平成 18 年笠間市条例第 114 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 12 月 1 日提出

笠間市長 山口 伸樹

提案理由

本案は、市立病院の移転に伴い、所要の改正をするものであります。

## 笠間市立病院条例の一部を改正する条例

笠間市立病院条例（平成18年笠間市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条の2中「中央一丁目2番24号」を「南友部1966番地1」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例（平成23年笠間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「南友部1966番地1」を「南友部1966番地140」に改める。

笠間市立病院条例(平成18年笠間市条例第114号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項の規定により診療施設を笠間市南友部1966番地1に設置する。</p> <p>(附帯事業)</p> <p>第2条の2 病院事業の附帯事業として、訪問看護ステーションかさま(以下「ステーション」という。)を笠間市南友部1966番地1に設置する。</p> <p>2 病院事業の附帯事業として、居宅介護支援事業所(ケアプランセンターかさま)(以下「ケアプランセンター」という。)を笠間市南友部1966番地1に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項の規定により診療施設を笠間市中央一丁目2番24号に設置する。</p> <p>(附帯事業)</p> <p>第2条の2 病院事業の附帯事業として、訪問看護ステーションかさま(以下「ステーション」という。)を笠間市中央一丁目2番24号に設置する。</p> <p>2 病院事業の附帯事業として、居宅介護支援事業所(ケアプランセンターかさま)(以下「ケアプランセンター」という。)を笠間市中央一丁目2番24号に設置する。</p>